

7

投資信託を解約した場合

投

お取引の都度、その明細をお知らせします。

- お客さまから投資信託の解約のご注文をいただいた際に、その注文が成立したことをお知らせします。
- 約定日の翌々営業日に郵送されます。
- 「一般口座」にて解約の場合、確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。

【例：三菱UFJ豪ドル債券インカムオープン<夢実月>分配金受取りコースを解約した場合】(全部解約・特定預り)

取引報告書 (投資信託) (委託)

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、
内容をご確認ください。

— ご注意 —
確定申告の際、本通知書が必要となる場合がございますので大切に保存ください。

株式会社 池田泉州銀行
(取引店) ○○支店
TEL 123-456-7890
ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、
事務統括部の証券業務の管理責任者(0120-104-462)
まで直接ご連絡ください。

取引店	口座番号	投者	税区分
000	0000000000	00	申告分離

解約ファンド名

取引	ファンド名称
解約	03311301 三菱UFJ豪ドル債券インカムオープン<夢実月>【分配受取型】

約定日	精算日
20XX.0.0	20XX.0.0

明細

うち非課税分	1 万口当たりの 数量(口数)	1 約定金額 (単価×口数)	元本または 個別元本	2 手数料	3 所得税	うち償還優遇 利用金額	6 精算金額	備考
数量(口数)	単価	課税対象金額	消費税等	住民税	取得単価			
特定預り			G 9103					
D 4987433	E 9583	F 4779457				H 9310	A 4779457	源泉徴収あり
◆以下余白◆								

募集/購入時の精算金額 ⑥=①+②+③ 解約/買取時の精算金額 ⑥=①-②-③-④-⑤
平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。
個人のお客様で公募株式投資の募集・購入・収益金返金取引の場合は、税区分を表示しております。
解約の単価は約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。(信託財産留保額のないファンドもあります)

NISA 非課税で利用可能額を超過したため、特定口座での取引を行いました。
20XX.0.0日お取引後のNISA 非課税

特定預りのファンドを解約した場合のみ記載

取引報告書の見方

- A お客さまにお支払いするファンドの解約代金
- B 解約代金の入金日
- C 今回解約したファンドの預り区分
(記載がない場合は、一般預り)
- D 今回の解約口数
- E 申込みファンドの解約価額
<詳しくは、P14の「投資信託用語集」の解約価額を参照>
- F ファンドの解約金額
F 4,779,457円 = D×E ÷ 10,000
= 4,987,433口×9,583円 ÷ 10,000
- G 解約時点の個別元本
<詳しくは、P14の「投資信託用語集」の個別元本を参照>
- H ファンドの取得単価
<詳しくは、P14の「投資信託用語集」の取得単価を参照>

ご留意事項

譲渡益が出た場合、譲渡益部分について、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) 課税されます。特定口座(源泉徴収あり)をお選びいただいているお客さまは「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」をお送りしますので、P12、P13をご参照ください。
なお、NISA預りの場合は非課税です。